

印西市立滝野小学校

「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

学校にある児童生徒及び全ての者は、絶対にいじめを行ってはならない。

～「しない」「させない」「見逃さない」～

(1) いじめの定義（『いじめ防止対策推進法』第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本理念

いじめは、一部の特定の児童だけが巻き込まれるわけではなく、ほとんどの児童が被害者にも加害者にもなり得る。即ち、どの子に起こっても不思議ではなく、誰にでも起こり得る問題である。いじめ防止等の対策としては、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組むことができるようにすることが重要である。

「いじめ防止対策推進法」の第1条では、いじめは『いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの』と位置付けられている。いじめ問題への対応は学校における最重要課題であり、学校が一丸となって組織的に対応する必要がある。教職員が一人で抱え込むものではない。いじめから一人でも多くの児童を救うためには、子どもを取り巻く大人が、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る。」との認識をもち、『いじめは絶対に許されない。』『いじめは卑怯な行為である。』と意識することが大切である。

滝野小学校では、「いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する」を念頭に、正確な事実認識と丁寧な説明を行い、いじめ防止対策推進法を遵守していく。全ての児童が「いじめをしない」、「させない」、「見逃さない」ことにより、自他の生命を尊重することを目指し、いじめ防止のための対策を行う。

2 学校及び学校職員の責務

(1) 基本的な責務

- ① 学校は、当該学校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を定める。
- ② 学校は、関係者（当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する知識を有する者）により構成されるいじめ防止のための組織を置く。
（『いじめ防止対策推進法』第13条、第22条より）

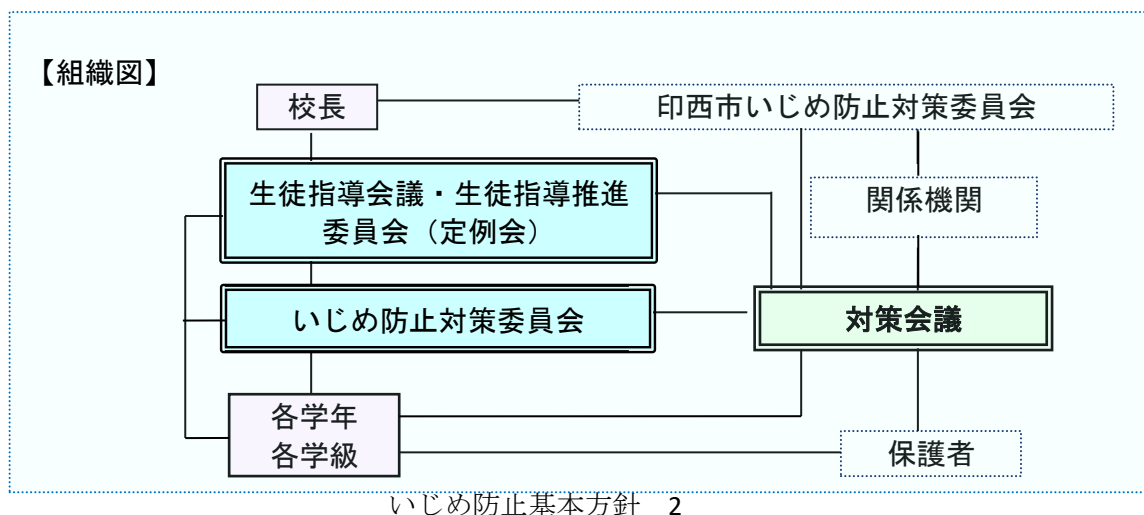
(2) 基本方針の重点

学校や教職員は、学校内外においていじめが行われず、全ての児童が安心して学習やその他の諸活動に取り組むことができるようにする。そのために以下を重点として、対策を進める。

- ① いじめの防止
 - ・ いじめを「しない」「させない」「見逃さない」環境醸成に努める。
 - ・ 発達障害を含む障害のある児童、言語や文化の差がある児童、性同一性障害や性的指向・性自認に関わる児童、災害によって避難している児童等に対して、特別な配慮を行う。
 - ・ 児童の自己有用感を高め自尊感情を育むような、「わかりやすい授業」や「充実感のある教育活動」の実現に努める。
- ② 早期発見
 - ・ 調査、観察、相談、通報等の様々な手段により、学校全体で早期発見に努める。
- ③ 適切な対応
 - ・ いじめの疑いが生じた際には、事情聴取、情報収集を迅速、適切に行い、組織で対応する。
 - ・ 保護者への情報提供、情報交換、助言等の連携、協力を密に行う。
 - ・ 市教委等関係機関と連携を図りながら、いじめ防止や発生時の解決に努める。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめに対応するために、計画的な学習、指導を行う。
- ⑤ 重大事態を想定した対応策を作成し、再発防止に努める。

3 いじめ防止の組織

学校に、「生徒指導会議・生徒指導推進委員会」「対策会議」の組織を置き、機能的、有機的に対応する。



(1) 「生徒指導会議」：全教職員が参加する会議。機能は以下の通り。

- ① いじめ防止対策をはじめとする生徒指導に関する基本方針の最終決定
- ② いじめ防止に関すること（基本方針の年間計画作成、研修の実施）
- ③ いじめの早期発見に関すること（いじめ相談窓口の設定、情報収集、情報交換）
- ④ いじめの影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること（児童会活動の支援、行事の実施）

(2) 「対策会議」：重大事態発生時にいじめ防止対策委員会（下記参照）を中心に協議を行う。必要に応じて全教職員、印西市教育委員会指導主事と協議を行う。

〈対策会議の機能〉

重大事案の発生時に事案の解決に努める。（緊急対応の決定等）

4 中心組織の役割について

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

生徒指導に関する日常的な業務について協議を行ういじめの防止・対策のための中心組織「いじめ防止対策委員会」を設置し、防止対策を機動的、効果的に行う。また、いじめ事案への対応方針について協議する。

〈いじめ防止対策委員会の機能〉

- ① いじめ防止対策をはじめとする生徒指導に関する基本方針の策定
- ② いじめ事案の報告・周知、対応協議
- ③ いじめ事案への対応（対応方針の決定）
- ④ 重大事態発生時の対応・協議

【委員会の構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、担任、学年職員、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー

(2) 「いじめ防止対策委員会」の主な活動内容

協議する内容

※学校生活全般における生徒指導上の問題点も合わせて話し合う。

- ① いじめ防止に関すること（掲示、SOS ダイヤルの周知、年間計画進捗状況の把握、検証の推進等）
- ② いじめの早期発見に関する情報収集、情報共有（アンケート調査内容の検討、教育相談計画、情報交換、収集）
- ③ いじめまたはいじめと疑われる事案に関する方針、対応、記録（事実関係聴取、対応の具体的手順、検討、決定）
- ④ 教職員に関する「いじめ防止対策」研修の企画
- ⑤ いじめ防止の取組に対する評価

(3) 「生徒指導推進委員会」の開催

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することもある。

5 基本的施策

(1) いじめを未然に防止する

① 学校の重点目標

学校の重点目標の一つにいじめ防止の事項を掲げ、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことに組織的に取り組む。授業時間外においても日常的に人間関係を観察し、いじめの早期発見に取り組む。

② 心の教育の充実

- ・児童の豊かな情操と道徳心、心の通う「対人交流能力」の素地を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育、人権教育の充実を図る。
- ・体験活動や情報モラル教育等の教育活動の充実を図る。
- ・暴力や体罰がいじめを助長することを理解し、その発生を防止する。
- ・道徳やソーシャルスキルトレーニング、豊かな人間関係づくり実践プログラム、ピアサポートを充実させる。

③ 人権的言語環境の整備と自己有用感を高める授業、活動

- ・差別的発言や暴言、児童を傷つける発言といった言語環境を起因とするいじめの存在について理解し、児童や教職員自らの人権的言語環境を整備して、その発生を防ぐ。
- ・生徒指導の機能を生かし、児童の自己有用感を高めるような「わかる授業」や「充実感、達成感のある活動」の実現に努め、問題行動の未然防止を図る。
- ・過度の競争意識、勝利至上主義の蔓延によるストレスがいじめを誘発する要因であることを理解し、児童が適切な目的意識をもって活動できるように支援する。

④ 行事、児童会、生徒会活動等を通した児童への指導

- ・運営委員会を中心とした児童によるいじめ防止に関する取組の支援を行い、児童による自発的ないじめ防止の意識を高め、支援する。
- ・様々な行事の中で、よりよい人間関係づくりができるように支援する。

⑤ 保護者や地域との連携・啓発活動

- ・保護者や地域住民、関係団体との連携を図り、いじめに関する児童の実態を把握する。

(2) いじめを早期に発見する

① いじめの調査等

いじめを早期発見するために、在籍する児童に対する定期的な調査を実施する。被害者への加害者による圧力や、周囲からの同調圧力等の発生を防ぐため、実施に当たっては静粛な環境での調査を心がける。

- ・児童生徒対象のいじめアンケート・学校生活アンケート調査 年3回
- ・保護者対象のアンケート調査 年3回
- ・教育相談を通じた学級担任等による児童生徒からの聞き取り調査 年3回（6月、11月、2月）

その他、児童との日常的な相談が行えるような人間関係を構築する。

② いじめ相談体制の整備

児童及び家庭、地域住民がいじめに関する相談を行うことができるように、次のような相談体制の整備を行う。

- ・学校区スクールカウンセラーの活用
- ・学級担任等を通じた、保護者との相談・面談
- ・各種相談機関等の情報提供 なやみゼロ
 - 印西市教育センターのこども相談室（070-3797-2711）
 - 文部科学省 24 時間子供 SOS ダイアル（0120-0-78310）なやみ言おう
 - 法務局・地方法務局子どもの人権110番（全国共通）
（千葉県法務局内 月～金 8：30～17：15）
（0120-007-110）
 - 千葉県子どもと親のサポートセンター（0120-415-446）
 - ヤング・テレホン（千葉県警察本部相談窓口少年センター）
（0120-783-497）
 - 千葉いのちの電話（24時間）（043-227-3900）
 - チャイルドライン千葉（月～土 16：00～21：00）
（0120-99-7777）

③ いじめ相談、通報窓口の設置（滝野小学校：0476-97-1977）

いじめについて相談・通報することを否定的にとらえない指導を行い、児童、保護者、地域住民の話を聞く姿勢をもつ。

- ・学級担任や学年主任を窓口とした相談・通報受付
- ・相談担当や養護教諭を窓口とした相談・通報受付
- ・相談箱の設置
- ・学校便りや学年便りなどからの啓蒙と周知

④ 研修等による教職員の資質向上

- ・いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。
- ・児童の全ての教育活動において人間関係や児童生徒の心情を把握するために、組織体制を整える。

(3) いじめへの対応

いじめ情報のキャッチ

- ・「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- ・いじめられた児童を徹底して守るため見守り体制を整備する。

正確な実態把握

- ・被害者・加害者双方から、個別に聞き取りを行い、記録する。
- ・周りの児童からの聞き取りを行い、記録する。
- ・被害者の保護者に連絡を取り、情報を得る。
- ・説明事項は以下の通り。
 - ①調査目的・内容②調査主体③調査時期・期間④調査事項・調査対象
 - ⑤調査方法⑥調査結果の提供
- ※聞き取りは、正確な情報収集を意識する。
 - 長時間に及ぶ場合は必ず休憩を取る。
 - 暴言や威圧、その他不適切な聴取は行わない。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握して、共通認識をもつ。
- ・いじめの全体像、構図、原因、経過を整理、把握し、記録・保存する。

指導体制、方針決定

- ・指導のねらい、方針を明確にする。
- ・全ての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を決める。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

児童への指導、支援

- ・被害者・保護者に調査結果等に関する情報を提供する。
- ・加害者・保護者にいじめの事実を通知する。
- ・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童が、なぜいじめを行うに至ったか、その子の状況や心情に寄り添った指導に心がける。
- ・いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」意識をもたせる。
- ・周囲の児童（特に観衆や傍観者）に、見ていること、傍観することはいじめを助長することを知らせ、いじめを止めようとする意識をもたせる。
- ・被害者が加害者を恐れている場合、接触を行わないよう配慮する。

保護者との連携

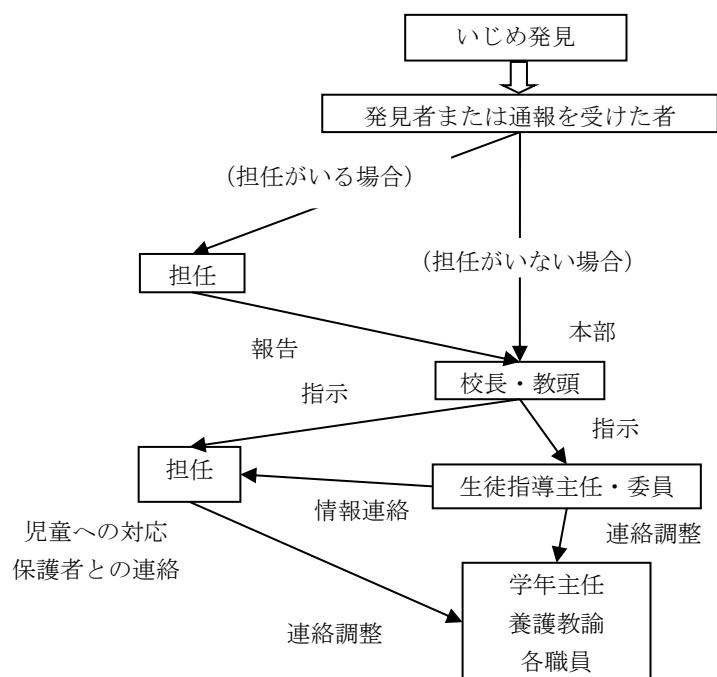
- ・状況説明、今後の具体的な対策を伝え、不安な点を聴取する。
- ・いじめた側の保護者への説明、助言を行う。
- ・今後の学校との連携方法を話し合う。

その後の対応

- ・継続的に指導や支援を行い、指導後の経過観察体制をつくる。
- ・被害児童の保護を徹底し、本人及び保護者に心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。

- ・明日からの「居場所づくり」「絆づくり」の環境設定を行う。
 - ・スクールカウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
 - ・いじめが解消するまで、継続的に支援する。
- ※いじめに係る行為が止んでいる状態が3か月以上継続しており、
且つ被害者が心身の苦痛を感じていない場合
- ・道徳教育や人権教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
 - ・記録をとり、保管する。

(4) いじめ発見時の緊急対応



発見教職員等がいじめをやめさせる

- ・いじめを発見等した教員はその時に、その場でいじめをやめさせる等適切な指導を行い、担任に連絡する。

情報収集

- ・事情聴取をする。
- ・いじめに関わる情報を収集する。

管理職への報告

- ・いじめ（いじめに関わる相談を受けた場合）は、担任又は発見者は、速やかに管理職に報告する。
- ・複数の教員での、素早く、正確な事実関係の把握をし、対応する。

(5) 関係機関との連携

① 印西市教育委員会との連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案、教育相談体制の充実が必要ないじめ事案、インターネットを通じてのいじめ事案については、印西市教育委員会と連携して対処する。

② 印西警察署、北総地区少年センターとの連携

必要に応じて、連携して対処する。

③ 児童相談所等との連携

家庭環境に起因するいじめ事案については、子育て支援課、児童相談所等と連携して対処する。

④ その他

その他、必要に応じて相談機関、保健機関、福祉機関、医療機関等と連携をとる。

6 インターネットを通じて行われるいじめの対応

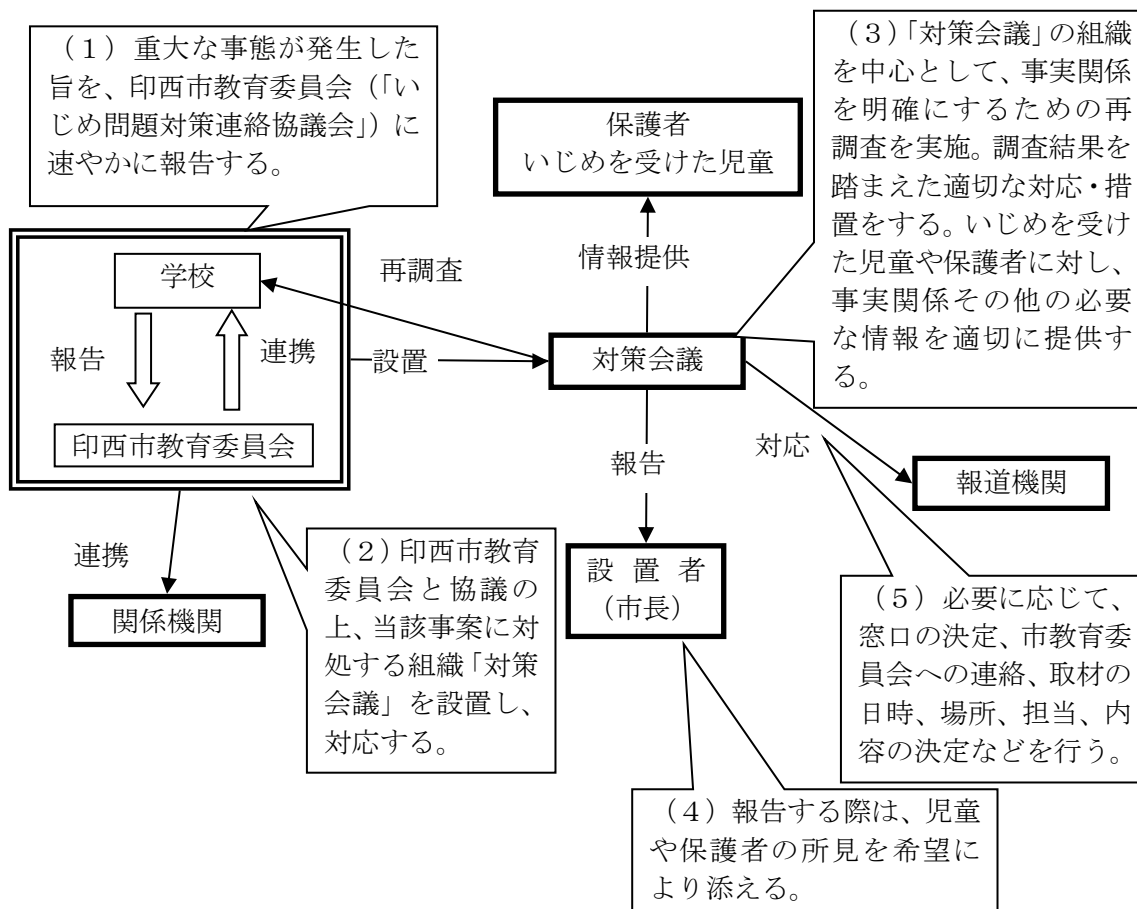
インターネットの高度の流通性、拡散性、匿名性等の特性を踏まえ、児童及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるようにする。

- ① ネットいじめに関する教職員研修の充実、印西市教育委員会との連携
- ② 児童生徒への情報モラル教育を年間計画に盛り込み、計画的に実施する。
※印西市教育センターによる「ネットリテラシーコンテンツ授業」の利用
- ③ 保護者への啓発活動として、PTA活動や家庭教育学級における情報モラル研修会の開催
- ④ 「ネットいじめ」発生時には関係児童の保護者と積極的に情報を共有し、連携して問題解決にあたる。
- ⑤ 一人一台 chrome book（PC）が配置されたことを踏まえ、4月にインターネットの使い方について指導を行う。

7 重大事態（市長に報告するもの）の対処

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態と定義されている。

重大事態が発生した場合は、次の対応を行う。



8 基本方針及び学校評価の結果の公表

学校の重点目標の一つに掲げたいじめ防止対策について、学校評価の項目に入れる。いじめの実態把握、隠蔽防止、適切な措置を行うため、適正に評価し、措置の改善を図る。

いじめの防止、早期発見に関する取組に関すること いじめに対する措置、対応に関すること

適正な評価のために、「学校いじめ防止対策基本方針」（全体または概要）及び学校評価の結果は、保護者への便りやホームページ等で公表する。

9 いじめ防止基本方針の見直し

いじめ防止対策の基本方針は、いじめ事案への対応結果、保護者・地域住民からの意見、学校評価等の結果を受けて、見直しを行い、より適正な内容へ改定する。

印西市立滝野小学校

保護者の皆様へ

子どもがいじめにあった場合に起こりがちな変化には、例として次のようなものがあります。あてはまる項目があり、不安を感じた時は、学校にご相談ください。

いじめがあった場合の子どもの変化の特徴（例）

☐	・ 元気がない／イライラしている
☐	・ 安眠できなくなる
☐	・ お金がなくなる
☐	・ 子どもの習慣が急に変化する
☐	・ 体に傷やあざが増える
☐	・ 登校を渋る
☐	・ 服・持ち物等に靴跡や傷が増える
☐	・ ノートや教科書に落書きされている
☐	・ 「ものをなくした」ということが増える
☐	・ プリントや手紙を渡さない
☐	・ 学校で準備するものを複数人分用意しようとする
☐	・ 荷物の中にゴミ等が入っていることが増える

いじめ防止等に関する年間計画

	学 校	学 年	保護者、地域、関係機関
4 月	○いじめ防止基本方針について研修 ○生徒指導会議（年間取り組みの検証等） ○生徒指導推進委員会 ○集会(校長 or 組織) ○校内連携・引き継ぎ ○いじめ未然防止の取り組み(学級開き、学級のルール) ○「SOSの出し方に関する教育」の実施	全学年；学級開き グループエンカウンターなどを利用した仲間作り 1年生；生活科 「みんななかよし」 2年生；生活科 「春はっけん」 3年生；道徳 「貝がら」 3年生；理科 「植物の育ち方」 「こん虫の育ち方」10月まで 4年生；道徳 「つながるやさしさ」 6年生；道徳 「ブランコ乗りとピエロ」	○保護者・地域へいじめ対策についての啓発活動 ○PTA 総会、学級 PTA、保護者会
5 月	○生徒指導会議 ○生徒指導推進委員会 ○学校生活アンケート調査	1年生；生活科 「みんななかよし」 2年生；生活科 「生きものはっけん」 4年生；道徳 「かわいくない？」 4年生；総合 「人にやさしい街」 6年生；社会 「わたしたちのくらしと日本国憲法」	○家庭教育学級での啓発活動
6 月	○生徒指導会議 ○生徒指導推進委員会 ○教育相談	2年生；生活科 「生きものはっけん」 3年生；道徳 「ヒキガエルとロバ」 3年生；道徳 「えがおいっぱい」 4年生；道徳 「ほっとけないよ」 「プロレスごっこ」 4年生；保健 「性差・成長の違い」 5年生；道徳 「SNS いじめ」 「言葉のおくりもの」 5年生；理科 「メダカの誕生・人の誕生」 6年生；道徳 「ひきょうだよ」 「友達だからこそ」	○保護者との情報交換(学級 PTA) ○いじめ対策についての啓発(さわやかコミュニティ推進会議)

7 月	○生徒指導会議 ○生徒指導推進委員会 ○夏季休業前指導 ○学校生活アンケート調査	2 年生；道徳 「みほちゃんとなりのせきの ますだくん」 「なかまはずれをなくすために」 6 年生；道徳 「個人の権利って？」	○保護者との個別面談 →いじめに関するアンケートも参 考にして教育相談を行う。
8 月	○生徒指導会議 ○生徒指導推進委員会		
9 月	○生徒指導会議 ○生徒指導推進委員会 ○学校生活アンケート調査	2 年生；道徳 「電車の中で」 3 年生；道徳 「悪いのはわたしじゃない」 「仲間だから」いじめって何？ 4 年生；保健 「育ちゆく体とわたし」 5 年生；道徳 「ほのぼのテスト」 「わたしたちにできることを」 5 年生；国語 「大造じいさんとがん」	
10 月	○生徒指導会議 ○生徒指導推進委員会 ○豊かな人間関係プログラム	1 年生；道徳 「ダメ」 「いっしょにあそぼう」 2 年生；道徳 「しんじていいのかな」 3 年生；道徳 「ドッジボール大会」 4 年生；総合 「人にやさしい街」	
11 月	○生徒指導会議 ○生徒指導推進委員会 ○学校生活アンケート調査 ○教育相談	3 年生；道徳 「よわむし太郎」 4 年生；社会 「地震からくらしを守る」 5 年生；道徳 「モントゴメリーのバス」 6 年生；道徳 「協力するってどういうこと？」	
12 月	○生徒指導会議 ○生徒指導推進委員会 ○人権週間 ○人権に関する集会 ○冬季休業前指導	全校；「人権週間」についての取 り組み 4 年生；保健 「育ちゆく体とわたし」 5 年生；道徳 「ネット上の友達」 6 年生；学活 「学級人権標語をつくろう」	○いじめ対策についての啓発 ○保護者との情報交換

1 月	○生徒指導会議 ○生徒指導推進委員会 ○学校評価の意見集約 ○いじめ・学校生活に関するアンケート調査	1 年生：道徳 「ハムスターのあかちゃん」 「ひとつぼし」 2 年生：道徳 「やっと会えたね」 2 年生：生活科 「自分のはっけん」 3 月まで 3 年生：道徳 「ひと言の勇氣」 「光祐くんのアサガオ」 4 年生：国語 「便利をさがそう」 6 年生：道徳 「六千人の命のビザ 杉原千畝」	○学校評価アンケートの実施
2 月	○生徒指導会議 ○生徒指導推進委員会 ○教育相談	1 年生：生活 「もうすぐ 2 年生」 2 年生：道徳 「おむかえ」 4 年生：道徳 「わかってくれてありがとう」	○学校評価アンケートの公表
3 月	○生徒指導会議 ○生徒指導推進委員会	5 年生：道徳 「銀のしょくだい」 6 年生：国語 「ひろがる言葉」	○今年度の取り組みの成果と課題・次年度への取り組みを報告 (学年末保護者会)